

国際協力事業団概要 資料編 I



昭和56年12月

国際協力事業団

000
36
GAP
LIBRARY

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 16	000
	36
登録No. 00571	GAP

国際協力事業団概要 資料編 I

目 次

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 国際協力事業のあゆみ | 1 |
| 2 国際協力事業団法 | 3 |
| 3 衆議院外務委員会における国際協力事業団法案に対する附帯決議 ... | 2 6 |
| 4 国際協力事業団施行令 | 2 8 |

JICA LIBRARY



1018626[01

1 国際協力事業のあゆみ

年代	西暦(昭和)	主 要 事 項	日本の経済協力関連事項
50年代	1950(25)		日本輸出入銀行設立
	1952(27)		世銀・IMF加盟
	1953(28)		「アジア諸国に対する経済協力方針」閣議決定＝経済・技術協力の積極的推進と国内体制の整備
	1954(29)	コロンボ・プランへの参加(10月)	ECAFE(現ESCAP)加盟
	1956(31)		国際連合加盟
	1957(32)	中近東・アフリカ技術協力計画の開始	円借款開始
	1958(33)		
	1959(34)	中南米技術協力計画の開始	
	1960(35)	プロジェクト型技術協力の開始	
	1961(36)	その他アジア地域技術協力計画の開始	
60年代	1962(37)	海外技術協力事業団(OTCA)の設立(6月)	アジア経済研究所設立 第2世銀加盟 DAC、アジア生産性機構加盟 海外経済協力基金設立
	1963(38)	海外移住事業団(JEMIS)の設立(7月)	
			「アジア協会」, 「ラテン・アメリカ協会」, 「国際建設技術協会」および「メコン河総合開発調査会」の業務を引継ぐ。その背景としては、開発途上諸国に対する日本の援助努力強化の要請が国際的に強まり、国内的にも技術協力をより総合的、効果的に実施する体制の確立が官民各界から強く叫ばれるに至ったことがあげられる。
			「日本海外協会連合会」および「日本海外移住振興株式会社」が解散し、新たに国の内外を通じて一貫した機構を備えた移住実務機関として設立される。

年代	西暦(昭和)	主 要 事 項	日本の経済協力関連事項	
60 年 代	1964(39)	機材供与事業の開始	OECD加盟 アジア開発銀行(ADB)設立 K R 食糧援助開始 無償資金協力開始 対外経済協力審議会の改組, 新発 足 ODAの対GNP比0.7%達成の 意図表明 国際交流基金設立	
	1965(40)	青年海外協力隊事業の開始		
	1966(41)			
	1968(43)			
	1969(44)			
70 年 代	1972(47)		ODA 3 年倍增意図表明 第 5 回 UNCTAD: 大平首相「人 造り, 食糧増産援助」の重要性提 唱 ODA 5 年間総計倍增の中期目標 設定	
	"			
	1974(49)	国際協力事業団(JICA)の設立 (8月)		海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引継ぐ とともに, 財団法人海外貿易開発協会の業務の一部を 加え, 更に新しい業務を盛り込んだ形で設立される。 その目的は, 政府ベースの技術協力を中心とした業務 を行うことにより, 開発途上地域等の経済及び社会の 発展に寄与し, 国際協力の促進に資することにある。
	1978(53)	無償資金協力促進業務の開始		
	"	産業開発協力業務の開始		
	1979(54)	中国への技術協力の開始 カンボジア難民対策医療業務の開 始		
	1981(56)			

2 国際協力事業団法

(昭和49年法律第62号)

改正 昭和53年4月28日法律第35号

目 次

第1章	総 則(第1条~第7条)
第2章	役員及び職員(第8条~第18条)
第3章	運営審議会(第19条・第20条)
第4章	業 務(第21条~第25条)
第5章	財務及び会計(第26条~第37条)
第6章	監 督(第38条・第39条)
第7章	雑 則(第40条~第43条)
第8章	罰 則(第44条~第46条)
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

(法人格)

第 2 条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第 3 条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事業所を置くことができる。

(資本金)

第 4 条 事業団の資本金は、40億円と附則第6条第4項、附則第7条第4項及び附則第8条第5項の規定により政府から出資があったものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登 記)

第 5 条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第 6 条 事業団でない者は、国際協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第 7 条 民法(明治29年法律第89号)第44条及び第50条の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第 8 条 事業団に、役員として、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事6人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第 9 条 総裁は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、事業団を代表し、総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して事業団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第10条 総裁及び監事は、外務大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が外務大臣の認可を受けて任命する。この場合において、非常勤の理事のうち、一人は日本輸出入銀行の理事のうちから、一人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の総裁及び海外経済協力基金の総裁の推薦に基づき、任命するものとする。

(役員 の 任期)

第11条 役員 の 任期は、4年とする。ただし、補欠の役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員 の 欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(3) 前号に掲げる事業団の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員 の 解任)

第13条 外務大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員 の 兼 職 禁 止)

第 1 4 条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代 表 権 の 制 限)

第 1 5 条 事業団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代 理 人 の 選 任)

第 1 6 条 総裁は、事業団の理事又は職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職 員 の 任 命)

第 1 7 条 事業団の職員は、総裁が任命する。

(役 員 及 び 職 員 の 公 務 員 的 な 性 質)

第 1 8 条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第 3 章 運 営 審 議 会

(運 営 審 議 会)

第 1 9 条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、総裁の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、総裁に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員40人以内で組織する。

(委 員)

第 2 0 条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の

- うちから、外務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務(第3号ニに掲げる業務に該当するものを除く。)を行うこと。
 - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
 - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- (1)の2 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力(資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。)の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。以下この号において同じ。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、

連絡その他の必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

(2) 開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下この号において「海外協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 海外協力活動を志望する青年の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

ハ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

(3) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業又は開発途上地域等における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業（以下次条までにおいて「開発事業」と総称する。）に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備（次条において「関連施設の整備」という。）に必要な資金を貸し付け、又は当該資金の借入れに係る債務を保証すること。

ロ 開発事業のうち試験的に行われる事業（石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む。）、可燃性天然ガス及び金属鉱物に係る鉱業並びに工業に係るものを除く。）であって技術の改良又は開発と一体として行われなければその達成が困難であると認められるものその他これに準ずる事業として政令で定めるもの（次条において「試験的事业等」という。）に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該資金を供給するための出資をすること。

ハ 条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共的団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業（政令で

- 定めるものに限る。次条において「施設等整備事業」という。)を行うこと。
- ニ イ又はロの規定による貸付け、債務の保障又は出資の対象となる事業及びハの規定により事業団が行う事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。
 - ホ 開発事業に従事する本邦法人（本邦本人が出資している外国法人を含む。）又は本邦人からの要請に基づき、第1号及びニの業務の遂行に支障のない範囲内で適当と認める場合に、当該開発事業に必要な技術の指導を行うこと。
- (4) 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行い、相談に応じ、並びにあっせんを行うこと。
 - ロ 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うこと。
 - ハ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ニ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
 - ホ 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行うこと。
 - ヘ 移住者若しくはその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。
 - ト 海外において農業、漁業、工業その他の事業であって移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政

令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること。

(5) 第1号並びに第3号ニ及びホの業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 事業団は、前項第7号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第22条 次の各号に掲げる業務については、事業団は、当該各号に定める要件を満たす場合に限り、当該業務を行うことができる。

(1) 前条第1項第3号イに掲げる業務 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 当該開発事業につき、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団その他政令で定める機関からの資金の貸付け、債務の保証又は出資（以下「貸付け等」という。）があること。

ロ 当該関連施設の整備につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

(2) 前条第1項第3号ロに掲げる業務 当該試験的事業等につき、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難であると認められること。

(3) 前条第1項第3号ハに掲げる業務 当該施設等整備事業につき、当該開発途上地域及び我が国に事業団以外の適当な事業主体がないと認められること。

（業務実施方針）

第23条 主務大臣は、毎事業年度、第21条第1項各号に掲げる業務につき業務実施方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により指示した業務実施方針の内容を変更したと

きは、その都度、その変更に係る指示をするものとする。

(業務の委託)

第24条 事業団は、次の各号に掲げる業務については、主務大臣の認可を受けた場合限り、当該各号に定める者に対し、当該業務の一部を委託することができる。

(1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務その他の貸付け等の業務
金融機関

(2) 第21条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる業務(前号に掲げる業務に該当するものを除く。) 地方公共団体その他の者

2 前項第1号に掲げる業務につき同項の規定による主務大臣の認可があった場合においては、同号の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第1項第1号の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であって当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第25条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第26条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画等の認可)

第27条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変

更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第28条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

(区分整理)

第29条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれの他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(1) 第21条第1項第3号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(2) 第21条第1項第3号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

(3) 第21条第1項第4号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

(4) 第21条第1項第4号ヘ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第30条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規

定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び国際協力事業団債券)

第31条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は国際協力事業団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 第1項の規定による債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治32年法律第48号)第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償務保証)

第32条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和28年法律第51号）第2条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第33条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第34条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 資金運用部への預託
- (3) 銀行その他外務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第35条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第36条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（外務省令への委任）

第37条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監 督

（ 監 督 ）

第 3 8 条 事業団は、主務大臣が監督する。

- 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（ 報 告 及 び 検 査 ）

第 3 9 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金融機関に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑 則

（ 連 絡 等 ）

第 4 0 条 事業団は、第 2 1 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

- 2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

（ 解 散 ）

第 4 1 条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協 議)

第 4 2 条 外務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第 2 7 条、第 3 1 条第 1 項、第 2 項ただし書若しくは第 6 項、第 3 3 条又は第 3 5 条の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第 2 8 条第 1 項又は第 3 6 条の規定による承認をしようとするとき。
- (3) 第 3 4 条第 1 号又は第 3 号の規定による指定をしようとするとき。
- (4) 第 3 5 条又は第 3 7 条の規定により外務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- (1) 第 2 1 条第 2 項、第 2 4 条第 1 項又は第 2 5 条第 1 項の規定による認可をしようとするとき。
- (2) 第 2 3 条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 第 2 5 条第 2 項の規定により主務省令を定めようとするとき。

3 主務大臣（次条第 1 項第 2 号の規定により外務大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、関係行政機関の長（大蔵大臣を除く。）に協議しなければならない。ただし、第 1 号の場合にあっては、その協議は、第 2 1 条第 1 項第 1 号、第 3 号若しくは第 5 号に掲げる業務又は同項第 4 号に掲げる業務（これに関連する同項第 7 号に掲げる業務を含む。）に関する事項に限られるものとする。

- (1) 第 2 3 条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 第 2 1 条第 2 項の規定による認可（同条第 1 項第 4 号に掲げる業務に係るものに限る。）をしようとするとき。

4 主務大臣（次条第 1 項第 3 号の規定により外務大臣及び農林大臣が主務大臣となる場合に限る。）は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第 2 1 条第 1 項第 3 号イに掲げる業務に関する事項に限られるものとする。

- (1) 第 2 3 条の規定により業務実施方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 第 2 5 条第 1 項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第43条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- (1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、外務大臣
 - (2) 第21条第1項第1号から第2号まで及び第4号に掲げる業務に関する事項並びに同項第3号及び第5号から第7号までに掲げる業務に関する事項（次号及び第4号に定める事項を除く。）については、外務大臣
 - (3) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、農林業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び農林水産大臣
 - (4) 第21条第1項第3号に掲げる業務及びこれに関連する同項第5号に掲げる業務であって、鉱工業の開発に係るもの並びにこれらの業務に関連する同項第6号及び第7号に掲げる業務に関する事項については、外務大臣及び通商産業大臣
- 2 この法律における主務省令は、前項各号に定める事項に関し、それぞれ同項各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第8章 罰 則

（罰 則）

第44条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、3万円以下の過料に処する。

- (1) この法律により外務大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

- (2) 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- (4) 第34条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第38条第2項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第46条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条から第25条までの規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第1項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第4条 附則第2条第1項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第5条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(海外技術協力事業団の解散等)

第 6 条 海外技術協力事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

2 海外技術協力事業団の昭和 49 年 4 月 1 日に始まる事業年度は、海外技術協力事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外技術協力事業団の昭和 49 年 4 月 1 日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第 1 項の規定により事業団が海外技術協力事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外技術協力事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第 1 項の規定により海外技術協力事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外移住事業団の解散等)

第 7 条 海外移住事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

2 海外移住事業団の昭和 49 年 4 月 1 日に始まる事業年度は、海外移住事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 海外移住事業団の昭和 49 年 4 月 1 日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第 1 項の規定により事業団が海外移住事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における海外移住事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第 1 項の規定により海外移住事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外貿易開発協会からの引継ぎ等)

第 8 条 昭和 45 年 2 月 1 日に設立された財団法人海外貿易開発協会(以下この条において「協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時ににおいて現に協会が有する権利及び義務のう

- ち、昭和49年2月1日現在における協会の審附行為第4条第1号及び第2号に掲げる事業であって農林業及び鉱工業に係るもの並びにこれらに附帯する事業（以下この条において「引継事業」という。）の遂行に伴い協会に属するに至ったものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることができる。
- 2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣及び通商産業大臣の認可を申請しなければならない。
 - 3 前項の認可があったときは、引継事業の遂行に伴い協会に属するに至った権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとする。
 - 4 前項の規定による権利及び義務の承継があった場合においては、事業団の成立前に引継事業の遂行に必要な資金に充てるため日本貿易振興会から協会に貸し付けられた74億5千万円の貸付金（以下「日本貿易振興会の貸付金」という。）は、その承継の日において返済されたものとなるものとする。
 - 5 前項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなるときは、その返済されたものとなる金額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。
 - 6 第4項の規定により日本貿易振興会の貸付金が返済されたものとなったときは、日本貿易振興会の資本金の額及び政府の日本貿易振興会に対する出資金の額は、それぞれ当該時期において、その返済されたものとされた日本貿易振興会の貸付金の額に相当する金額を減少するものとする。

（非課税）

- 第9条 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
- 2 附則第6条第1項及び第7条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で海外技術協力事業団又は海外移住事業団が昭和44年1月1日前に取得したものに対しては、特別土地保有税を課することができない。

(海外技術協力事業団等の解散等に伴う経過措置)

第 10 条 海外技術協力事業団若しくは海外移住事業団の解散の際現にその職員として在職する者又は事業団の設立の際現に日本貿易振興会の職員として在職する者で引き続き事業団の職員となったものについては、事業団が国家公務員等退職手当法（昭和 28 年保律第 182 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 9 項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き国際協力事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第 12 項中「附則第 9 項に規定する者」とあるのは「国際協力事業団法（昭和 49 年法律第 62 号）附則第 10 条の規定により読み替えて適用される附則第 9 項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第 11 条 この法律の施行の際現に国際協力事業団という名称を使用している者については、第 6 条の規定は、この法律の施行後 6 月間は、適用しない。

第 12 条 事業団の最初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和 50 年 3 月 31 日に終わるものとしている。

第 13 条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第 27 条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(海外技術協力事業団法等の廃止)

第 14 条 次に掲げる法律は、廃止する。

- (1) 海外技術協力事業団法（昭和 37 年法律第 120 号）
- (2) 海外移住事業団法（昭和 38 年法律第 124 号）

(海外技術協力事業団法等の廃止に伴う経過措置)

第 15 条 前条の規定の施行前にした廃止前の海外技術協力事業団法又は海外移住事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第16条 地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「，海外移住事業団」を削り，「若しくは畜産振興事業団」を「，畜産振興事業団若しくは国際協力事業団」に改める。

（所得税法の一部改正）

第17条 所得税法（昭和40年法律第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り，国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）
---------	-----------------------

（法人税法の一部改正）

第18条 法人税法（昭和40年法律第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り，国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）
---------	-----------------------

（印紙税法の一部改正）

第19条 印紙税法（昭和42年法律第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り，国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）
---------	-----------------------

（登録免許税法の一部改正）

第20条 登録免許税法（昭和42年法律第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削る。

別表第3中7の項の次に次のように加える。

7の2 国際 協力事業団	国際協力事業団 法（昭和49年 法律第62号）	別表第1の第1号から第18号までに掲げる登記又は登録（国際協力事業団法第21条第1項第3号イ又はロ（業務の範囲）に掲げる業務（同号イに掲げる業務のうち政令で定めるものを除く。）のための先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登録又は登録を除く。）	先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第3欄の登記又は登録に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り。
-----------------	-------------------------------	--	---

（地方税法の一部改正）

第21条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を削り、「及び小型船舶検査機構」を「小型船舶検査機構及び国際協力事業団」に改める。

第73条の4第1項第20号の次に次の1号を加える。

20の2 国際協力事業団が国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第22条 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団、海外移住事業団」を「国際協力事業団」に改める。

（外務省設置法の一部改正）

第23条 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第25号を次のように改める。

25 国際協力事業団の監督（海外移住に関するものに限る。）に関する事。

第10条の2第6号を次のように改める。

6 国際協力事業団の監督（海外移住に関するものを除く。）に関する事。

（農省設置法の一部改正）

第24条 農林省設置法（昭和24年法律第153号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第14号の次に次の1号を加える。

14の2 国際協力事業団の指導監督を行う事。

（通商産業省設置法の一部改正）

第25条 通商産業省設置法（昭和27年法律第275号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第6号の次に次の1号を加える。

6の2 国際協力事業団に関する事。

第8条第3項中「第6号」の下に「，第6号の2」を加える。

附 則 （昭和53年4月28日法律第35号）

（施行期日）

1 この法律は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の国際協力事業団法（以下「新法」という。）第21条第1項第1号の2に規定する業務に係る最初の業務実施方針については，新法第23条第1項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは，「国際協力事業団法の一部を改正する法律（昭和53年法律第35号）の施行後遅滞なく」とする。

3 衆議院外務委員会における国際協力 事業団法案に対する附帯決議

先進国と開発途上国との間の、経済的格差はますます広がり、加うるに、最近の世界的な通貨、貿易面での動揺やエネルギー資源問題あるいは食糧危機の問題の顕在化は、南北問題を一段と複雑多様化せしめ、これら相互間の摩擦と緊張を招いている。

かかるとき、先進国の一員であるわが国は、国際連帯の原理に立脚し、互惠平等、内政不干渉の原則を確認するとともに、長期ビジョンの策定等を行ってこれまでに蓄積した資本と技術を活用、供与して、これら開発途上地域の経済及び社会開発と国民福祉向上のための自助努力に協力し、開発途上地域の緊張と摩擦を和らげ、究極的に永続的な世界平和と経済的繁栄の基礎固めに貢献すべきである。

よって政府は、本法施行に当り、左記事項につき適切な対策を講ずるとともに国際協力事業団の適正な運営に努むべきである。

記

- 1 わが国の経済協力は、従来ややもすれば輸出の振興、企業の海外進出の促進の手段とされる傾向があったことにかんがみ、今後政府は、民間主導型の対外経済関係の形状を是正し、開発途上地域の経済及び社会の均衡ある発展に寄与することを第一義的目的とし、政府主導のもとに開発協力相手国住民の生活と福祉の向上のための分野にその重点を置き、いやしくも経済進出の姿勢について批判を招かないよう万全を期すること。
- 2 海外企業進出については、開発途上地域の自主的な国民経済の発展に資する見地から協力相手国の立場を尊重しつつわが国の国際協力を効果的に推進するため万全な措置を講ずること。
- 3 国際協力の効果的な推進を図るため、とくに国際協力事業団の新規業務と連携せしめて政府借款を供与する等技術協力と資金協力の一体化に一層の努力を払うとともに、国際協力事業団、海外経済協力基金、日本輸出入銀行を

含むわが国国際協力の推進体制の整備について、さらに検討を行うこと。

- 4 国際協力に貢献する人材の確保を図るため、専門家の養成、研修及び待遇改善に努めるとともに、既就職の者の在籍参加の途を拡大し、地方公務員の積極的な活用については、所要の措置を講ずるとともに官民の協調による統一された意識のもとに技術協力事業の推進を図ること。
- 5 開発途上地域の人口、食糧問題の重要性にかんがみ、とくに稲作等アジアの食糧増産のための農業開発についても国際協力事業団の新規業務の一環として政府ベースにより積極的な協力を行うこと。
- 6 国際協力事業団による農林業開発の推進に当っては、国内の農林業に悪影響を及ぼすことのないよう万全の配慮を払うとともに、他方、国内の食糧自給度の維持向上のための諸施設を推進して、国民食糧の安定供給に遺憾なきを期すること。
- 7 国際協力事業団全体を主管する外務省は、農林業開発に関する事項及び鉱工業開発に関する事項についてそれぞれ共管官庁である農林省及び通商産業省と密接に協議するとともに、その他の関係省庁とも十分連絡をとり、もって、事業団の各種業務の円滑かつ効率的実施に努めること。
- 8 国際協力事業団は、海外技術協力事業団及び海外移住事業団などから引き継がれるこれら職員の処遇について、その給与、身分、労働条件等に関し、不利益を与えないよう適切な措置を講ずること。

4 国際協力事業団法施行令

昭和49年7月31日
政 令 第289号

国際協力事業団法施行令をここに公布する。

国際協力事業団法施行令

内閣は、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）第5条第1項、第21条第1項第3号及び第4号、第22条第1号、第29条、第30条第4項並びに附則第4条、第6条第5項及び第7条第5項の規定に基づき、この政令を制定する。

（試験的に行われる事業に準ずる事業）

第1条 国際協力事業団法（以下「法」という。）第21条第1項第3号ロに規定する政令で定める事業は、技術の改良又は開発と一体として行われなければその経営の基礎を安定させることが困難であると認められる事業とする。

（施設等の整備事業）

第2条 法第21条第1項第3号ハに規定する政令で定める施設等の整備事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 農用地の造成又は改良、農業用排水施設の整備、農林業用道路の整備その他の農林業生産の基盤の整備（これと併せて行う農林業用施設の整備を含む。）
- 2 森林の造成（これに先立って行う森林の伐採を含む。）
- 3 鉱工業用地の造成、工業用水道の整備その他の鉱工業生産の基盤の整備（これと併せて行う鉱工業の用に供する施設（物品の製造、加工又は修理を行うために直接使用される機械及び装置を除く。）の整備を含む。）及び産業公害を防止するための施設の整備
- 4 住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設であって公共の用に供するものの整備

(移住者等に係る出資の対象事業)

第 3 条 法第 2 1 条第 1 項第 4 号へ及びトに規定する政令で定める事業は、農林水産物の加工、貯蔵又は運送の事業であって移住地の発展に寄与すると認められるものとする。

(法第 2 2 条第 1 号イに規定する政令で定める機関)

第 4 条 法第 2 2 条第 1 号イに規定する政令で定める機関は、石油開発公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫及び商工組合中央金庫とする。

(区分経理)

第 5 条 国際協力事業団は、法第 2 9 条に規定する特別の勘定として、次の各号に掲げる勘定を設け、当該各号に掲げる業務に関する資産、負債、収益及び費用に関する経理について整理しなければならない。

- 1 開発投融资勘定 法第 2 1 条第 1 項第 3 号イ及びロに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 2 施設等整備勘定 法第 2 1 条第 1 項第 3 号ハに掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 3 入植地勘定 法第 2 1 条第 1 項第 4 号ホに掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 4 移住投融资勘定 法第 2 1 条第 1 項第 4 号へ及びトに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(利益金の計算の方法)

第 6 条 法第 3 0 条第 4 項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第 1 号に掲げる益金の合計額から当該事業年度の第 2 号に掲げる損金の合計額を差し引くことにより行う。

1 益 金

- イ 交付金
- ロ 貸付金利息
- ハ 債務保証料
- ニ 出資配当金

- ホ 売上収入
- ヘ 受託事業収入
- ト 貸倒準備金からの戻入れ額
- チ 雑益

2 損 金

- イ 事業費
- ロ 支払利息
- ハ 委託手数料
- ニ 売上原価
- ホ 受託事業費
- ヘ 管理費
- ト 固定資産減価償却費
- チ 貸倒準備金への繰入額
- リ 雑損

附 則

(施行期日)

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第 3 条から第 13 条までの規定は、昭和 49 年 8 月 1 日から施行する。

(海外技術協力事業団等の解散の登記の嘱託等)

第 2 条 法附則第 6 条第 1 項の規定により海外技術協力事業団が解散したとき、及び法附則第 7 条第 1 項の規定により海外移住事業団が解散したときは、外務大臣は、遅滞なく、これらの法人の解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、これらの法人の登記用紙を閉鎖しなければならない。

(海外移住事業団法施行令の廃止)

第 3 条 海外移住事業団法施行令（昭和 38 年政令第 251 号）は、廃止する。

(旅券の手数料の減額に関する政令の一部改正)

第 4 条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和 27 年政令第 452 号)の一部を次のように改正する。

第 1 項中「左の」を「次の」に改め、同項ただし書中「海外移住事業団法(昭和 38 年法律第 124 号)第 31 条第 1 項の規定に基づき政府が海外移住事業団に交付した交付金から」を「国際協力事業団法(昭和 49 年法律第 62 号)第 21 条第 1 項第 4 号ロの規定による」に改める。

(特殊法人登記令の一部改正)

第 5 条 特殊法人登記令(昭和 39 年政令第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表中海外移住事業団の項及び海外技術協力事業団の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和 49 年法律第 62 号)	資本金
---------	---------------------------	-----

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 7 条第 1 項の公法人を定める政令の一部改正)

第 6 条 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 7 条第 1 項の公法人を定める政令(昭和 37 年政令第 393 号)の一部を次のように改正する。

第 2 号を次のように改める。

2 国際協力事業団

(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正)

第 7 条 国家公務員等退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 29 号を次のように改める。

29 国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和 49 年法律第 62 号)附

則第 6 条第 1 項の規定により解散した旧海外技術事業団及び同法附則第 7 条第 1 項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。)

第 9 条の 2 第 3 6 号を次のように改める。

3 6 削除

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第 8 条 国家公務員共済組合法施行令(昭和 3 3 年政令第 207 号)の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 2 号中「海外技術協力事業団, 海外移住事業団」を「国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和 4 9 年法律第 6 2 号)附則第 6 条第 1 項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第 7 条第 1 項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。)」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第 9 条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和 3 7 年政令第 352 号)の一部を次のように改正する。

第 4 1 条第 2 号中「海外技術協力事業団, 海外移住事業団」を「国際協力事業団(国際協力事業団法(昭和 4 9 年法律第 6 2 号)附則第 7 条第 1 項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。)」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第 1 0 条 地方税法施行令(昭和 2 5 年政令第 245 号)の一部を次のように改正する。

第 3 7 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

(法第 7 3 条の 4 第 1 項第 2 0 号の 2 の不動産)

第 3 7 条の 6 の 2 法第 7 3 条の 4 第 1 項第 2 0 号の 2 に規定する国際協力事業団が国際協力事業団法(昭和 4 9 年法律第 6 2 号)第 2 1 条第 1 項第 1 号, 第 2 号又は第 4 号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは, これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 1 事務所の用に供する不動産
- 2 宿舍の用に供する不動産

(外務省組織令の一部改正)

第 1 1 条 外務省組織令 (昭和 2 7 年政令第 385 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 7 第 8 号中「海外移住事業団の監督」を「国際協力事業団の監督 (海外移住に関するものに限る。) 」に改める。

第 2 7 条第 5 号中「海外技術協力事業団の監督」を「国際協力事業団の監督 (海外移住に関するものを除く。) 」に改める。

第 2 7 条の 2 第 4 号中「海外技術協力事業団」を「国際協力事業団」に改める。

(農林省組織令の一部改正)

第 1 2 条 農林省組織令 (昭和 2 7 年政令第 389 号) の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 国際協力事業団の指導監督を行うこと。

(通商産業省組織令の一部改正)

第 1 3 条 通商産業省組織令 (昭和 2 7 年政令第 390 号) の一部を次のように改正する。

第 2 6 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 5 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

5 国際協力事業団の監督に関すること。

